

平成23年6月29日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災による被災者に関する一部負担金等の取扱いについて

東日本大震災による被災者に関する保険医療機関等における一部負担金等の免除の取扱いにつきましては、平成23年6月24日付け(保85)「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その9)(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)」等により、すでにご連絡申し上げているところですが、ご案内のとおり7月1日以降、窓口での取扱いが変更となりますので、再度ご連絡申し上げます。

7月1日より、保険医療機関等の窓口において一部負担金等の免除を受ける(対象者は下記を参照ください。)ためには、市町村や健康保険組合等の保険者が発行した「一部負担金等免除証明書」の提示が必要となります。そのため、口頭により一部負担金等の免除を申し出た方に対しては、速やかに加入している保険者に免除証明書の交付申請をしていただくよう、窓口においてご周知いただきますようお願いいたします。

また、一部負担金等の免除の対象となる方で、保険医療機関等の窓口にて「一部負担金等免除証明書」を提示できず一部負担金等を支払った方につきましては、保険者からその金額の還付を受けることができますので、加入している保険者に還付の申請を行っていただくよう、併せてご周知いただきますようお願いいたします。

なお、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、それぞれ右欄に記載する日から免除証明書の提示を求めるとし、それまでの間は、被保険者証等の提示によりこれらを確認し、一部負担金等の免除の対象者の要件に該当することを口頭により確認することとなります。

県名	市町村名	免除証明書の提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年 9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年 8月1日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要

つきましては、7月以降の保険医療機関等の窓口での取扱い変更につきまして、貴会会員への周知方、改めてよろしくお願い申し上げます。

<<一部負担金等の免除対象者>>

1 対象者の要件

(1) 及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法の適用市町村（東京都を除く。）及び被災者生活再建支援法の適用市町村のうち、別添の【参考資料】に示した市町村に住所を有する（地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であること。

（対象地域（市町村）につきましては、別添【参考資料】をご参照下さい。）

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

⑥ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨

⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

（⑥及び⑦に係る対象地域につきましては、別添【参考資料】をご参照ください。また、⑥及び⑦の対象地域以外の住民の方で、自主避難されている方は対象となりません。）

⑧ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨

2 取扱いの期間

平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払を免除する取扱いとする。（ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定）

上記1（2）③「主たる生計維持者の行方が不明である旨」の場合は、主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、上記1（2）⑥「原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨」の屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合は、6月までの診療等分について、6月末日まで支払が猶予されます。

<添付資料>

東日本大震災による被災者に関する一部負担金等の取扱いについて（周知）

（平23.6.28 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

【参考資料】

一部負担金等の支払猶予（平成23年6月末まで）・一部負担金等の支払免除（平成24年2月末（入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額は平成23年8月末を予定）まで）対象地域（2011.6.23現在 日本医師会作成）